



令和 6 年 8 月 5 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県最低賃金専門部会
部会長 廣 谷 行 敏

和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 7 月 9 日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 4 年 10 月 1 日発効の和歌山県最低賃金（時間額 889 円）は、令和 4 年度の和歌山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、今回の答申に当たっては、経営環境や物価の上昇等を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、

政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めるとともに、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助等による支援の強化に取り組むこと

特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、キャリア

アップ助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充
実を図ること

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、被用者保険の適用
拡大等の見直しに取り組むこと

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格
差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと

を公益代表委員の見解として強く要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	岡田 真理子	廣谷 行敏	本庄 麻美子
労働者代表委員	北道 剛士	澤井 知博	濱地 正由
使用者代表委員	児玉 征也	中島 寛和	船富 由紀

(五十音順)

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

和歌山県最低賃金と生活保護との比較について

1 和歌山県最低賃金

- (1) 件 名 和歌山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間給 889円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準者

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の和歌山県内人口
加重平均に住宅扶助の実績額を加えた金額（94,405円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると和歌山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$889\text{円 (和歌山県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)}$
 $\times 0.807 \text{ (※可処分所得の総所得に対する比較)} = 124,688\text{円}$

※ 令和4年度の地域別最低賃金額の最低額853円で173.8時間働いた場合の
税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率